

大阪市官民連携プラットフォーム事業実施にかかる
マッチング業務に関する協働団体募集要項

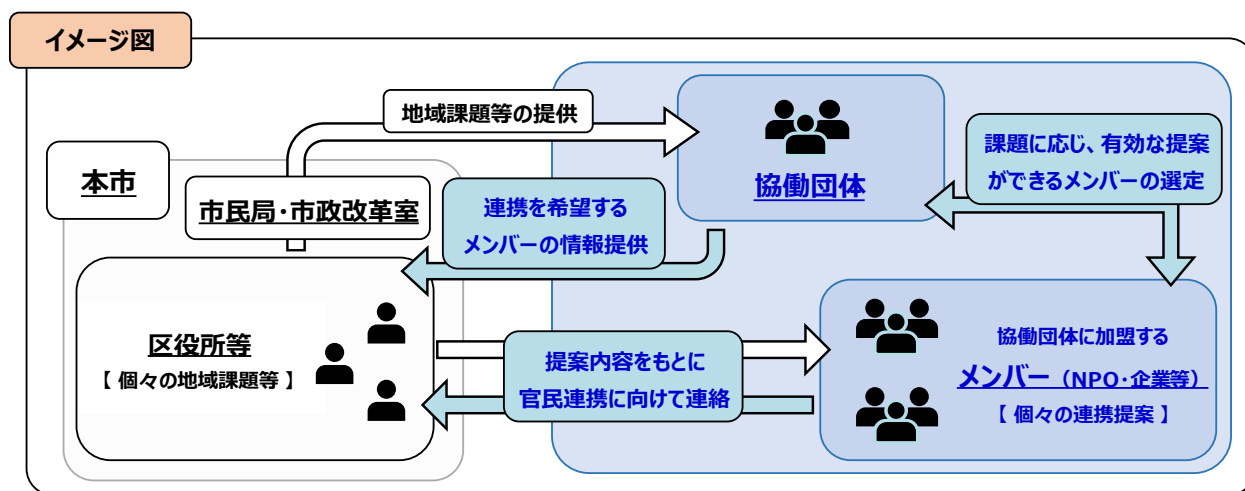
1 募集の目的

区役所は、「区政がめさす姿（令和 5～8 年度）—ニア・イズ・ベターと DX の徹底による市民満足度向上—」に基づき、市民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的に、NPO・企業等との多様な主体による協働の取組をより一層進めることや、官民連携をさらに推進していくことを目標に掲げております。

連携の推進に向けて、本市における様々な地域課題・社会課題（以下「地域課題等」という。）の解決に向けて、区役所等とNPO・企業等との多様な協働と官民連携の取組を創出し、もって、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るために、本市と民間の団体が、区役所等と民間のニーズを結びつけるための仕組みをともに構築し運用する、大阪市官民連携プラットフォーム事業（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業を実施するため、本市とともに、地域課題等に応じて有効な事業連携等の提案を行うことのできるメンバーと区役所等を結びつけるマッチング業務を行う民間の団体を募集します。

なお、本事業は、大阪市官民連携プラットフォーム事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、実施しますので、協働団体は実施要綱を遵守し、マッチング業務を適切に実施するものとします。



2 定義

本募集要項において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりです。

- ① 区役所等：本市の区役所、副首都推進局、市政改革室、デジタル統括室、総務局、都市交通局、政策企画室、経済戦略局、万博推進局、IR推進局、市民局、財政局、契約管財局、大阪都市計画局、計画調整局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局（学校園及び学校以外の教育機関を含む。）、行政委員会事務局、固定資産評価審査委員会の事務局、危機管理室並びに市会事務局をいいます。
- ② 協働団体：本募集要項の規定により、本市が、本市とともに官民連携プラットフォームを構築し運用するための協定（以下「協定」という。）を締結し、マッチング業務を行う団体をいいます。

- ③ メンバー：協働団体に加盟・登録等している法人その他の団体又は個人をいいます。
- ④ 連携提案：メンバーが考案する、地域課題等を解決するために有効な事業連携等の提案をいう。
- ⑤ マッチング業務：地域課題等の解決のために、当該課題を所管する区役所等及び連携提案を行うことのできるメンバーが、連携提案に関し、相互に連絡することができるようにする役務。
- ⑥ 官民連携プラットフォーム：本市及び協働団体がマッチング業務を提供する場（仕組み）をいいます。

3 応募条件

- (1) 協働団体は、次の各号に掲げる要件すべてに該当することが必要です。
 - ア 法人その他の団体に該当すること。ただし、次に掲げる団体に該当するものを除く。
 - (ア) 宗教活動を目的とした団体。
 - (イ) 政治活動を目的とした団体。
 - イ アの規定により定める団体のうち、任意団体にあつては、次に掲げる要件すべてに該当すること。
 - (ア) 団体としての組織を備えていること。
 - (イ) 多数決原則が行われていること。
 - (ウ) 構成員が変更しても団体そのものが存続すること。
 - (エ) 団体としての組織運営方法（代表者の選定、総会の運営、財産の管理等）が確立し、団体としての活動実績を有していること。
 - ウ マッチング業務に必要なメンバーに関する情報（団体名、代表者（担当者）の役職・氏名、主な事業内容・専門分野、提案可能な分野等）を把握していること。
- (2) 協働団体は、次に掲げるもののいずれにも該当しないことが必要です。
 - ア 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの。
 - イ 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの。
 - ウ 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの。
 - エ 国税又は地方税の未納があるもの。
 - オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けているもの。
 - カ 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの。
 - キ 政治活動を助長するおそれのあるもの。
 - ク 宗教活動を助長するおそれのあるもの。
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員であるもの。
 - コ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であるもの。
 - サ 次に掲げる業種のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）

で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を営むもの。

(イ) たばこの製造又は販売を営むもの。

(ウ) ギャンブルに関する業種を営むもの（宝くじに係るものを除く）。

シ 本市が、その他本市が連携の対象として適当でないと認めるもの。

4 マッチング業務（マッチング業務のイメージは、別紙のとおり。）

本事業におけるマッチング業務は、次の(1)(2)の2パターンとし、それぞれのパターンごとに記載した順序（丸数字の順序）により行うものとします。

(1) 地域課題等に関する情報を、本市が協働団体に先に提供する場合の順序は、概ね次のとおりです（詳細については、実施要綱第4条第1項第1号参照）。

- ① 本市が、区役所等における地域課題等を、協働団体に提供します。
- ② 協働団体は、当該地域課題等を有する区役所等に、当該地域課題等の詳細に関する情報の提供を求め、内容を把握します。
- ③ 協働団体は、メンバーのうちから選定した民間の視点で当該地域課題等に係る連携提案を行うことができると選定したメンバー（以下「選定メンバー」という。）の情報及び当該選定メンバーが考案した連携提案に関する情報（以下「選定メンバー提案情報」という。）を、当該区役所等に提供します。
- ④ 協働団体は、当該区役所等に提供した選定メンバー提案情報を、速やかに本市に報告します。

(2) メンバー及び地域課題等に対し当該メンバーが考案した連携提案に関する情報を、協働団体が本市に先に提供する場合の順序は、概ね次のとおりです（詳細については、実施要綱第4条第1項第2号参照）。

- ① 協働団体は、メンバーが自ら発見した地域課題等に対して考案した連携提案について、適当であると認めた場合は、当該メンバー（以下「提案メンバー」という。）の情報及び当該連携提案に関する情報（以下「連携希望情報」という。）を、本市に提供します。
- ② 本市は、当該連携希望情報の内容を踏まえて提案メンバーに連絡することを希望する区役所等に関する情報（以下「区役所等情報」という。）を、協働団体に提供します。
- ③ 協働団体は、当該区役所等情報を、提案メンバーに提供します。

5 協働団体が本市に提供する選定メンバー又は提案メンバーの条件

協働団体は、上記4(1)③又は上記4(2)①の順序の規定に基づき選定メンバー提案情報又は連携希望情報の提供を行うにあたっては、これらの情報に含まれる選定メンバー又は提案メンバーが上記3(2)の各号に該当しないことを確認しなければなりません。

6 協働団体が本市に提供する選定メンバー提案情報又は連携希望情報の条件

協働団体が本市に提供する選定メンバー提案情報及び連携希望情報における連携提案は、提案内容の実現にあたって本市に費用負担を求める内容を含んでいてはなりません。ただし、本市から上記4(1)③の順序の規定に基づき選定メンバー提案情報の提供を行う際に、提案内容の実現にあたって本市の費用負担を可とする条件を付す場合は、この限りではありません。

7 協働団体の責務

- (1) 協働団体は、本市に対して、マッチング業務に関する費用を請求してはならないこととします。
- (2) 協働団体は、マッチング業務の実施により知り得た情報のうち、本市の書面により秘密であると指定した情報を、本市の事前の書面による承認を得ずに第三者（メンバーを除く）に開示・漏えいしてはならないこととします。
- (3) 協働団体は、上記(2)の規定により本市が書面により秘密であると指定した情報を、メンバーが第三者に開示・漏えいしないよう必要な措置を講じなければならないこととします。
- (4) 協働団体は、本市との協定が理由の如何を問わず終了した後も、上記(2)及び(3)に定める秘密保持の責務を負うものとしします。
- (5) 協働団体は、マッチング業務の実施において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならないこととします。

8 マッチング業務後の連携提案の具体化

区役所等は、上記 4 (1)③又は上記 4 (2)①の順序の規定に基づき選定メンバー提案情報又は連携希望情報の提供が行われた後、これらの情報に含まれる選定メンバー又は提案メンバーに連絡及び調整を行い、連携提案の内容について実現性の有無を判断します。区役所等が、実現性があると判断した連携提案については、選定メンバー又は提案メンバーと提案の具体化に向けて協議を行います。連携方法としては、連携協定の締結、実証実験の合同実施、本市広報媒体による情報発信及び提案事業の共催、若しくは後援名義の使用承認等、提案内容に応じて最適な連携方法を採用します。なお、本市に費用負担を求める提案の場合は、入札や公募型プロポーザル等による最適な事業者選定方法を検討することになります。

9 応募手続き等に関する事項

(1) 応募申請

① 応募書類

ア 応募申請書 様式 1

イ 団体の概要・活動内容がわかる資料（例：活動内容を記したパンフレット等）

ウ 定款の写し

任意団体にあつては、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料及び収支報告書

※ただし、これらの資料により代表者を定めたときの方法や日付等が確認できない場合は、別に、代表者資格証明書（様式 2）及び代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本（書類の枚数が多いとき）又はこれに代わる書類を提出すること。

エ 団体に加盟・登録等している主なメンバーの概要（団体名、代表者（担当者）の役職・氏名、主な事業内容・専門分野、提案可能な分野等）がわかる資料

② 申請方法

必要事項を記入のうえ、大阪市市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ（530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）まで、郵送等信書サービスにより送付または持参してください。

※ 郵送等の場合、郵送等にて送付した旨、下記連絡先あてにご連絡ください。

※ 持参の場合、事前に来庁予定日時を下記連絡先あてにご連絡ください。

連絡先：電話：06-6208-9834

電子メール：ca0027@city.osaka.lg.jp

③ 募集期間

募集期間は、令和9年3月31日までとします。(随時受付いたします。)

(2) 審査・協定に関する事項

① 審査基準

審査は、上記3に定める応募条件を満たしているかを応募書類等に基づいて判断します。

② 結果の通知

審査の結果は、応募から1～2か月程度を目安とし、通知します。

③ 協定の締結

審査の結果、協定締結の相手方としてふさわしいと判断した団体は、本市と協定を締結するものとします。協働団体は1団体に限らず、複数の団体が応募条件を満たしている場合は、各団体と協定を締結します。

④ 協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとします。

10 その他

(1) 応募に要する費用等

① 応募に必要なとなる費用は、すべて協働団体の負担とします。

② 応募書類は、審査・協働団体選定の用以外に応募者に無断で使用しません(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

(2) 問い合わせ先

大阪市民政局区政支援室地域力担当(地域連携グループ)

大阪市北区中之島1丁目3番20号(市役所本庁舎4階北側)

電話：06-6208-9834

電子メール：ca0027@city.osaka.lg.jp